

別紙 料金表

訪問リハビリテーション 介護サービス費・利用料

令和6年4月1日現在

No.1 要介護	費用(円)		算定 単位	備考
	区分			
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます。	要介護1～5	307	1回	訪問リハビリを1回20分実施した場合、算定します。

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ	180	1月	厚生労働省が定めるリハビリマネジメント手順を行った場合、算定します。
	(A)ロ	213		厚生労働省が定めるリハビリマネジメント手順を行った場合、算定します。
	(B)イ	450		厚生労働省が定めるリハビリマネジメント手順を行った場合、算定します。
	(B)ロ	483		厚生労働省が定めるリハビリマネジメント手順を行った場合、算定します。
短期集中リハビリテーション加算		200	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に対してその退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合、算定します。
移行支援加算		17	1日	厚生労働省が定める移行支援プロセスを行い評価対象機関に一定の基準を超えた場合、算定します。※加算算定を開始する月の前年の同月から起算して12月まで算定します。
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	6	1回	サービスを提供する職員の勤続年数等により、いずれかを算定します。
	(Ⅱ)	3		
診療未実施減算		-50	1回	事業所の医師がリハビリテーション計画書の作成に係る診療を行わなかった場合、減算します。
同一建物減算		基本料金から 10%の減算	1回	事業所と同一建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上のサービスを行う場合、減算します。

※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1～3割で計算されます。

※ 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円